



薬食監発第0331001号

平成21年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
監視指導課
医薬品局
麻薬対策課
記

薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第188号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の手数料、検定基準及び試験品の数量の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年3月31日）



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔最高裁規則〕

四 次

- 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の本府省業務調整手当に関する規則(最高裁四)
- 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(同五)
- 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則(同六)
- 〔府令・省令〕
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学二)
- 〔省令〕
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する省令(同三)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三)

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三五)
- 地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務二)
- 長期運用予定額に係る財政融資資金の運用実績報告書の様式を定める省令を廃止する省令(同二)
- 矯正管区組織規則の一部を改正する省令(法務一五)
- 公安調査厅組織規則の一部を改正する省令(同一六)
- 法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令(同一七)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(同一八)
- 国家公務員等の旅費支給規程及び支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令(財務一四)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(同一五)
- 長期運用予定額に係る財政融資資金の運用実績報告書の様式を定める省令(同一六)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(同一七)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)
- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(文部科学九)
- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令(同二〇)
- 放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令(同二一)
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二二)
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令(同二三)
- 労働災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同二四)
- 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同二五)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する省令(同二六)
- 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同二七)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する省令(同二八)
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(同二九)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三〇)
- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同三一)
- 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(同三二)
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働六八)
- 鉛中毒予防規則の一部を改正する省令(同三三)
- 作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(同三四)
- 福社用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三五)
- 老人福祉法施行規則の一部を改正する省令(同三六)
- 鉛中毒予防規則の一部を改正する省令(同三七)
- 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同三八)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する省令(同三九)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同四〇)
 - 統計法及び統計法施行令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令(同四一)
 - 職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同四二)
- (以下次のページへ続く)

- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件 (同二〇三)
- 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件 (同二〇四)
- 万国郵便条約の施行に伴う通常郵便に関する施行規則の件の一部を改正する件 (同二〇五)
- 立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件 (同二〇六)
- 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件 (同二〇七)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件 (総務・農林水産・国土交通二)
- 平成二十一年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件 (財務二〇一)
- 關税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十一年度における限度額等を定める件 (同二〇二)
- 關税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件 (同二〇三)
- 指定保税地域の指定を取り消す件 (同二〇四)
- 薬事法第四十三条规定に基づく告示に関する件 (財務・経済産業一)
- 平成二十一年度において司書及び司書補の講習を実施する件 (文部科学五九)
- 学校環境衛生基準 (同六〇)
- 学校給食実施基準 (同六一)
- 夜間学校給食実施基準 (同六二)
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準 (同六三)
- 学校給食衛生管理基準 (同六四)
- 夜間学校給食衛生管理基準 (同六五)
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準 (同六六)
- 在外教育施設の認定等に関する規定の一部を改正する件 (同六七)
- 在外教育施設の認定を取消し及び認定の変更を承認した件 (同六八)
- 統計法の規定により、旧専門学校令による専門学校と同等以上の学校として認定する件を廃止する件 (同六九)
- 大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する件 (同七〇)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定めた施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件 (同七一)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件 (厚生労働一八七)
- 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく告示に関する件 (財務・経済産業一)
- 平成二十一年度において司書及び司書補の講習を実施する件 (文部科学五九)
- 薬事法第四十三条规定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (同一八八)
- 要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件 (同一八九)
- 日本薬局方の一部を改正する件 (同一九〇)
- 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 (同一九一)
- 作業環境測定法施行規則第五十四条の定める基準の一部を改正する件 (同一九二)
- 作業環境測定士規程の一部を改正する件 (同一九三)
- 作業環境測定基準の一部を改正する件 (同一九四)
- 作業環境評価基準の一部を改正する件 (同一九五)
- 厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同一九六)
- 鉛中毒予防規則第三十二条第一項の一部を改正する件 (同一九七)
- 特定化学生物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同一九八)
- 石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 (同一九九)
- 厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同二〇〇)
- 厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件 (同二〇一)
- 中小企業退職金共済法施行令第一条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同二〇二)
- 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める率を定める件 (同二〇三)
- 中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同二〇四)
- 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める率を定める件 (同二〇五)
- 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同二〇六)
- 確定給付企業年金法附則第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同二〇七)
- 平成二十一年度雇用施策実施方針の策定に関する指針 (同二〇八)
- 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件 (同二〇九)
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件 (同二一〇)
- 平成二十一年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する件 (同二一一)
- 平成二十一年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する件 (同二一二)

(以下次のページへ続く)

医薬品名の部ボリューム・ハンドル処理抗Hbの条の「～」を次のものに替える。

3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、エンドトキシン試験法によるときは1.7EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるとときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるとときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

3.6 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるとときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるとときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるとときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるとときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

一般試験法の部の「標準品、参照品、試験毒素及び単位の条」、「中活性化アロゲインの力価測定用標準品の項を置き、回示の中シットリトマト試験毒素（ウサギ用）の項の次に次の1項を加える。

ジフテリア試験毒素（培養細胞用）

本剤は、【ジフテリア毒素】を含む乾燥製剤であつて、ジフテリア抗毒素の力価を測定するために用いる。その1試験毒素量（16CD50）は、約0.004国際単位の「ジフテリア抗毒素」とあわせてVERO細胞浮遊液と37°Cで4～5日培養したとき、細胞の約50%を死亡せしめる量とする。

一般試験法の部の「試薬・試液等の条」、「操作カナル試液の項」、「7.38g」、「7.35g」を改めること。

0.2mol/L塩化ナトリウム試液

一般試験法の部の「試薬・試液等の条」、「塩化ナトリウム試液」の項の次に次の1項を加える。

0.05mol/Lピリジン試液

一般試験法の部の「試薬・試液等の条」、「ピリジン」の項の次に次の1項を加える。

0.05mol/Lメチルバルビタール酸試液

一般試験法の部の「試薬・試液等の条」、「メチルバルビタール酸」の項を次のものに改める。

1g/Lフェノール標準原液

一般試験法の部の「試薬・試液等の条」、「フェノール標準原液」の項を次の1項を加える。

1g/Lフェノール溶液

一般試験法の部の「試薬・試液等の条」、「フェノール溶液」の項を次の1項を加える。

平成21年3月31日火曜日

人免疫グロブリン 乾燥濃縮人血液 凝固第V因子	1	乾燥濃縮人血液 凝固第V因子	1	乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	1	1,383,600円 1,487,400円	1	乾燥スルホ化人免疫グロブリン	1	446,900円 434,700円
	2	エンドトキシン試験法によるとき。 239,000円	2	エンドトキシン試験法によるとき。 239,000円	2	エンドトキシン試験法によるとき。 239,000円	2	エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	2	エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円
人免疫グロブリン 乾燥濃縮人血液 エンドトキシン試験法によるとき。 256,700円	1	乾燥濃縮人血液 エンドトキシン試験法によるとき。 256,700円	1	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	1	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	1	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	1	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円
	2	乾燥濃縮人血液 エンドトキシン試験法によるとき。 239,000円	2	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	2	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	2	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	2	乾燥スルホ化人免疫グロブリン エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円
人免疫グロブリ	1	人免疫グロブリ	1	人免疫グロブリ	1	349,800円 332,400円	1	人免疫グロブリ	1	349,800円 332,400円
	2	エンドトキシン試験法によるとき。 7本	2	エンドトキシン試験法によるとき。 7本	2	エンドトキシン試験法によるとき。 7本	2	エンドトキシン試験法によるとき。 7本	2	エンドトキシン試験法によるとき。 7本
人免疫グロブリ	3	人免疫グロブリ	3	人免疫グロブリ	3	693,700円 726,600円	3	人免疫グロブリ	3	693,700円 726,600円
	4	内容量が5mLであるとき。 4本	4	内容量が5mLであるとき。 4本	4	内容量が5mLであるとき。 4本	4	内容量が5mLであるとき。 4本	4	内容量が5mLであるとき。 4本

pH 4 处理酸性人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が10mLであるとき。 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (2) 内容量が50mLであるとき。 4本 (3) 内容量が100mLであるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が10mLであるとき。 10本 (2) 内容量が50mLであるとき。 10本 (3) 内容量が20mLであるとき。 6本 (4) 内容量が50mLであると。 4本 (5) 内容量が100mLであるとき。 3本
乾燥pH 4 处理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状剤として50mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状剤として10mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状剤として10mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状剤として50mLに相当する量であるとき。 10本 (3) 内容量が液状剤として20mLに相当する量であるとき。 6本 (4) 内容量が液状剤として5mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状剤として100mLに相当する量であるとき。 3本
ヒト胎盤由来の免疫グローブリン	1 発熱試験法によるとき。 139,200円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円 (1) 内容量が液状剤として3mLに相当する量であるとき。 15本 (2) 内容量が液状剤として5mLに相当する量であるとき。 25本 (3) 内容量が液状剤として10mLに相当する量であるとき。 8本 (4) 内容量が液状剤として20mLに相当する量であるとき。 15本 (5) 内容量が液状剤として50mLに相当する量であるとき。 8本 (6) 内容量が液状剤として100mLに相当する量であるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状剤として5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLであるとき。 17本 (2) 内容量が液状剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (3) 内容量が液状剤として20mLに相当する量であるとき。 6本 (4) 内容量が液状剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状剤として100mLに相当する量であるとき。 3本
抗HBS人免疫グローブリン	1 発熱試験法によるとき。 493,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円 (1) 内容量が1mLであるとき。 9本 (2) 内容量が5mLであるとき。 3本 (3) 内容量が1mL又は5mLであるとき。 2本	1 発熱試験法によるとき。 493,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円 (1) 内容量が1mLであるとき。 9本 (2) 内容量が5mLであるとき。 3本 (3) 内容量が1mL又は5mLであるとき。 2本

乾燥抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 493,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 9本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 3本 (3) 内容量が液状製剤として1mL又は5mLに相当する量であるとき。 2本	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として2mL又は2.5mLに相当する量であるとき。 6本 (3) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 5本
ポリエチレンジグリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 578,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 561,200円 (1) 内容量が1mLであるとき。 22本 (2) 内容量が5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が1mL又は5mLであるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 578,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 561,200円 (1) 内容量が1mLであるとき。 22本 (2) 内容量が5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が1mL又は5mLであるとき。 3本	ポリエチレンジグリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 431,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 414,400円 (1) 内容量が3.4mLであるとき。 9本 (2) 内容量が20mLであるとき。 4本
乾燥抗D (RhO) 人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 171,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 154,500円 (1) 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 6本 (2) エンドトキシン試験法によるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 171,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 154,500円 (1) 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 6本 (2) エンドトキシン試験法によるとき。 3本	乾燥抗D (RhO) 人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 239,200円 221,700円 2 「1 発熱試験法によるとき。 2 エンドトキシン試験法によるとき。 3 本
抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円 (1) 内容量が1mLであるとき。 10本 (2) 内容量が2mL又は2.5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が3mLであるとき。 5本 (4) 内容量が5mLであるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円 (1) 内容量が1mLであるとき。 10本 (2) 内容量が2mL又は2.5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が3mLであるとき。 5本 (4) 内容量が5mLであるとき。 3本	抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として2mL又は2.5mLに相当する量であるとき。 6本 (3) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 5本 (4) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 3本

○厚生労働省令第67号
要介護認定等に関する基準及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第58号)
第三条の規定に基づき、要介護認定等基準時間の推計の方法(平成十一年厚生省令第91号)
の一部を改正する件、平成十一年四月一日から適用する。
平成二十一年三月三十一日
別表第一から別表第八までを次のとおり改める。